

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6182

平成20年度消費者相談の傾向

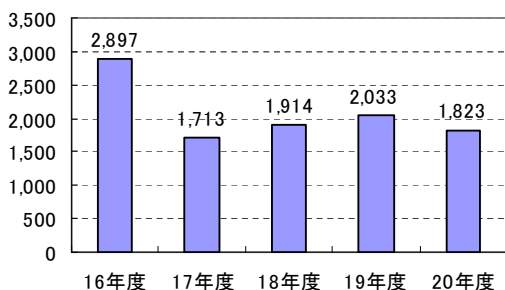
すみだ消費者センターでは、消費生活に関する疑問やトラブル、苦情について、専門の相談員が、アドバイスや情報提供など解決へのお手伝いをしています。平成20年度にすみだ消費者センターに寄せられた相談件数は、1,823件（対前年度比10.3%減）で昨年と比べ減少しました。東京都全体では125,281件で、対前年度比12.2%の減となっています。



前年度より相談件数は1割減少

平成17年度から2年連続で増加していた相談件数は、20年度は減に転じ、前年度と比較して210件減少しました。

消費者相談年度別件数



依然として多い架空・不当請求の相談

相談件数の第1位は「運輸・通信サービス」に関する相談でした。これは、有料サイトの利用料金など身に覚えのない「架空・不当請求」に関する相談が依然として多いためです。次に相談の多い項目は、「土地建物・設備」となっています。

ついで、多重債務などの「金融・保険サービス」となっています。

消費者相談内容別件数

相談内容	19年度	20年度
食料品	96	77
金融・保険サービス	256	220
住居品	123	104
被服品	86	88
土地・建物・設備	213	231
運輸・通信サービス	449	401
その他	810	702
合計	2,033	1,823

よくある相談事例

以下のような相談が多く寄せられています。

- ◇不審なメールやHPのアドレスを興味本位でクリックしたら、登録等料金の請求をされた。画像がはりついて削除できない。全く利用したことがないのに「支払わなければ自宅まで行く、法的措置をとる」などと言って来た。
- ◇賃貸物件で、退去時に敷金の返還があると思っていたら、原状回復名目で高額な費用を請求された。

申し込みしていないのに海外宝くじが当たった？



海外から突然、不審なエアメールが送られてきた、という相談が寄せられています。

【相談事例】

中国からエアメールが届きました。よく読むと「あなたは選ばれた人です。手数料の5千円を送金、またはクレジットカードで支払いをすれば、高額当選金を受け取ることができます」と書かれていました。申込んだ覚えはないのですが、信用できますか。

【アドバイス】

- ① 申し込んでいないのに、当選金を受け取れるということはありません。
- ② 国内での海外宝くじの販売や購入は、違法とされています。※注
くれぐれも購入しないでください。
- ③ カード番号を知らせてしまったところ、毎月引き落としされ続け、引き落としが停止されないといった相談もあります。むやみにカード番号を知らせないようにしましょう。
もしも知らせてしまった場合は、業者に文書で解約を通知し、クレジットカード会社に引き落とし停止の連絡をしましょう。

※注 刑法第一八七条

「富くじ発売等」

- ① 富くじを販売すると、2年以下の懲役又は150万円以下の罰金
- ② 富くじの取次ぎをすると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ③ 富くじを授受すると、20万円以下の罰金又は過料

以上のことから、海外宝くじは決して買ってはいけません！

困ったときには消費者センターにご相談ください。

困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相談日：月～土曜日

*土曜日は電話相談のみ受け付けています

相談時間：午前9時30分～午後4時30分

相談専用電話：5608-1773

*最初は電話でご相談ください

所在地：墨田区押上 2-12-7-215



■交通機関

- ・東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」A3出口徒歩3分
- ・東武伊勢崎線「業平橋」徒歩7分
- ・都営バス（墨38）「向島三丁目」バス停前